

町ごと・職場ごと

納税貯蓄組合をつくりましょう

このたびは税金が知らないうちにおさまられる。市では今年、納税貯蓄組合法により、市民の納税組合を、全町町、部落毎につくつてもらうため、専任係を配して、税務署、専任係事務所と連絡をとり、これを促進することにしました。

国税、県税、市税という區別があつても、納める側からいへば、同じ一つの財布です。市が納税組合の結成を促進するの、いわば市民が一括に税金をおさめることができるようにするため、国税市税の二つを共にあつかひ、同時に余剰金の一部を貯蓄にまわすことが出来る。これは「税金の前納」も出来る。余剰金たる豊かな資金を、納税組合、深山ふやしのようにつくつて、その目標があるわけです。

それでは納税貯蓄組合はどうしてつくり、どんな特典があるのでしょうか。

①組合をつくるには？
町内(部落)又は職場単位でつくり、

②組合員の納税貯蓄金は？
組合員名簿の通帳保管、組合員の税金納付を、組合員が自分で納めてもよい。

③組合員が納税貯蓄金を？
貯蓄組合の運用方法は、1銀行(相互を含む)信用組合、労働金庫、農協等の中から一つ又は二つを選定する。

④市長(知事、署長)から交付する証明書、組合員名簿を添えて組合員の納税貯蓄金を納入する(組合員名簿)組合員代表者名簿の一括的な貯蓄は過失防止のため禁止。

⑤組合員の加入脱退は制限されない。又組合員は、

組合員	10人~19人	20人~49人	50人~99人	100人~199人	200人~499人	500人以上
補助金	1組合に付年2,000円	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
奨励金	組合員の完納県税額の5/100の額					
奨励金	組合員数 × 30円の額					
補助金	10人~30人 1人につき20円	31人~40人 1人につき30円	41人~50人 1人につき40円	51人~60人 1人につき50円	61人以上 1人につき50円	1,200円 1人につき
設立新規	1人につき500円	1人につき400円	1人につき300円	1人につき200円	1人につき100円	1人につき50円

以上の納税貯蓄組合のあり方は、前にも申し上げました通りです。

水道工事九割進む

十ヶ月の給水申込み歓迎

世の中が進むにつれて社会生活も日増しに向上し、都市利用者の増加が著しく、高層ビルが立ち並び、水道の建設には多額の工事費が投資されておられます。その中でも、最も重要で、市民の健康と生活に直結するものが、水道工事です。本市におきても、市民の健康と生活に直結するものが、水道工事です。本市におきても、市民の健康と生活に直結するものが、水道工事です。

水道工事の進捗状況を、本市の各区域に分けてお知らせいたします。本市におきても、市民の健康と生活に直結するものが、水道工事です。本市におきても、市民の健康と生活に直結するものが、水道工事です。

新入学児童を持つ皆様へ

本年四月新しく小学校へ入学する児童は、本市で約六百二十名と見られています。この中には、本市におきても、市民の健康と生活に直結するものが、水道工事です。本市におきても、市民の健康と生活に直結するものが、水道工事です。

扶養と親孝行

秋田地裁大館支部

民法の掲げる理想の下に、民法の親族、相続編が改正され、親族の範囲は、昭和二十三年一月一日で今年から十年間、一團について、相当詳細な規定を設けている。新民法の精神と内容については、まだ一般に理解の足りない点がある。その一つが親子の間の扶養の問題である。新民法の改正により、親子の間の扶養は、親が子を扶養する義務を負うことになり、子が親を扶養する義務を負うことになった。これは、親孝行の精神と一致している。

扶養と親孝行の関係を、秋田地裁大館支部の視点から見てみる。扶養とは、親が子を扶養する義務を負うことになり、子が親を扶養する義務を負うことになった。これは、親孝行の精神と一致している。

伐採許可申請書は

二十四日まで

伐採許可申請書の提出期限は、本年四月二十四日までです。この期限を過ぎると、申請が受理されず、伐採が許可されません。ご注意ください。